

第21回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成24年4月26日（木）18時30分から20時45分
- 2 開催場所 新ごみ処理施設現場事務所 大会議室
- 3 委員出欠 出席 21人（欠席者8人）
出席委員 石坂卓也（副会長）、伊地山和茂、小林又市、小林義明（会長）、小松増美、佐々木善信、嶋田一夫、鈴木和夫、田中一枝、馬部昭二、牧野隆男、増田雅則、町田宇平、山添登、和田純男、浜三昭（副会長）、吉野弘巳、澤田忍、荻原正樹、竹内富士夫、長岡博之
- 4 出席者
事務局 田中實、深井恭、奥山尚、飯泉研、和田良英、飯高秀男
J F Eエンジニアリング株式会社 大村嘉則
パシフィックコンサルタンツ株式会社 宇田川学
- 5 傍聴者 2人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
第20回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
- 3 協議事項
ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について
- 4 その他
 - (1) その他報告
 - ・新ごみ処理施設建設工事進捗状況について
 - ・大気質バックグラウンド調査について
 - (2) 次々回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第20回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨
- 【資料2】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書の課題
- 【資料3】 ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書
- 【参考1】 水銀混入ごみによる操業停止と再発防止策

【会議録】

18時30分 開会

1 開会

- 事務局 : 【配付資料の確認】
- 浜副会長 : 【平成24年4月1日付け人事異動による、委員交代を紹介】
高畑智一委員→竹内富士夫委員へ交代。
内藤和男委員→吉野弘巳委員へ交代

2 報告事項

第20回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

- 会長 : 本日は、21名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

2の報告事項、第20回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について、何かございますか。

- B 委員 : この議事録の中で、事務長が回答しているのですが、新焼却場の中に3つの扉があると質問したときに、それはこの環境協定書と関係ない事項であるから別にとというような発言がしてあるのですが、焼却灰というのは粉じんの中に入ると思うのですよね。したがって、粉じんの予防について盛んに論議しているのであって、灰ピットの扉についての質問については関係するのではないですか。

- b 副会長 : 今ご質問がございまして、灰ピットの扉についてということでございます。B委員からもそのようなお話を伺っておりまして、今、建物の図面がないのでわかりにくいかと思っておりますけれども、灰ピットのところにももちろん扉があるのですが、その真ん中のちょうど建物の中のところと、それからこちらの西側のところにもそれぞれ扉が3つありますけれども、

そのうちの真ん中については、扉は要らないのではないかというのが、多分、B委員のお話だと思いますが。

それにつきましては、まず、灰ピットに入る車についてはすべて東側のほうからバックで入ります。これは私どもの事務職員も説明したとおりでございますので、ここで改めて説明させていただきます。ですので、西側のほうから灰ピットに車が入ることはございません。

ただし、なぜ壁ではなくて扉になっているかということでございますけれども、こちらにつきましては、数年に一度程度かと思っておりますけれども、どうしてもメンテナンスの関係でそこに扉が必要だということでございます。ふだんはあけるものではございませんので、担当の職員についてもそのような形で述べていたかと思っておりますので、改めてここで私のほうからそのような形で説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

B 委員 : 私の質問は、粉じん、そのほか騒音・振動もありますけれども、そのための地元協議会の環境協定をやっているのであって、粉じんとか飛灰とか、ダイオキシンももちろんありますから、そういう事項について私が質問したのを、これは協定書に関係のない事柄であると書いてあるのです。そうではないのではないですか。粉じん、つまり焼却灰とかそういうものは、我々の最も関心の高いところであって、議論して当然ではないですか。そこを説明してくださいと申し上げているのです。

b 副会長 : 今のご質問でございますけれども、現在、私どもがたたき台としてやっている条文の中で直接出ている部分ではないのでということでございます。確かに広い意味では関係する部分ではございますので、そのような形で今日、今のご質問についてはこのような形で答えさせていただいたというものでございます。よろしくお願ひいたします。

B 委員 : 要するに、はっきり言って関係ありませんよとここに書いてあるのです。だから、別の時点で回答しますよと書いてあるから、それはおかしいと。焼却灰というのは飛灰に入るのだし、ダイオキシンもあるのだから、当然我々は関心があって、それを議題にすることはいいのではないかと。それをそちらに理解していただきたいということが1点。

それと、これは22年の7月31日に初めて我々は聞いたのだけれども、それまでに扉については全然説明していないのですよね。我々が知っているのは、焼却灰は東側からバックで入れて、吸引かあるいはリフトで天蓋

つきのトラックに入れますよと、そういう説明だった。メンテナンスのためだったら南口にあるではないですか。焼却灰を置く、あれは密閉式にするのが原則ですよ。それをわざわざあそこにやって、メンテナンスのためにあけるといのはおかしいではないですか。

G 委員 : B委員のほうから、南側からメンテナンスの車両が入れないのかというご質問がございました。残念ながら、今の構造では南側から入ることはできません。

B 委員 : 西側だって入れるではないですか。だから、真ん中にあけることはないと言っている。何で真ん中にあけるのですか。

G 委員 : 現在のメンテナンス用通路より南西になりますと電気室がありますので、車両が通行することはできません。数年に1回、真ん中のメンテナンス用の扉をあけさせていただくことになります。

B 委員 : それは納得できませんから、JFEの所長さん、後でゆっくり説明してください。

会 長 : それでは、後ほど説明ということにします。

B 委員 : いいです。後ほどで結構です。

会 長 : 他になければ、事務局で公開していただければと思います。

3 協議事項

ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書（たたき台）について

会 長 : 前回の課題のまとめについての確認をしたいと思いますので、協定書の課題について事務局、説明をお願いいたします。

G 委員 : それでは、前回、第20回地元協議会において出された課題について整理をしましたので、説明させていただきます。

資料は資料の2というものでございます。A4の横のものでございますが、お手元でございますでしょうか。

まず、第1章の部分でございますが、第3条の3、組織市以外のごみの受け入れについて、例えとして宮城県女川町の災害廃棄物の問題を取り上げたのであり、組織市以外のごみの受け入れについては、協議会の同意がなければ受け入れられないという趣旨の条項を盛り込むべきと発言したものであって、前回の課題の部分を修正してほしいというご指摘です。これだけだとわからないと思いますので、19回に戻りますけれども、事務局

は、広域支援の組織市以外のごみ及びその他のごみを明らかにすべき。女川の問題は同意するが、これらの問題は同意条項を盛り込むべきというふうに書いているわけですね。そこで、事務局で書いた女川の問題は同意するがというのはあくまでも例えで言ったのであって、その部分は削除くださいという委員の意見がございました。それを踏まえまして、第19回の課題の欄の表記を、女川という文言については削除をいたしまして、組織市以外のごみを受け入れる場合は同意条項を盛り込むべきというふうに修正をいたします。これにつきましては6月の、総合的な協定書の検討のときに修正したのを見ていただければと思っております。

続きまして、第2章第7条、前回、別表2の騒音・振動は、工事中常時測定しているの、そういう機器があるなら稼働後も常時測定すべきという意見がありました。それに加えて臭気も対象とすべきであるというご意見でございます。これにつきましては、事務局の対応の方向性といたしましては、新ごみ処理施設の建設期間中は、日々の屋外での作業が多いので、騒音・振動の常時測定を行い、基準を超えないよう注意しております。ただ、建設後は、両施設とも主に屋内の作業が中心となり状況が違ふということ。そこを踏まえまして、騒音・振動の測定に加えて臭気の測定についてどういった形で行うのが一番いいのかというものを検討いたしまして、6月にご提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、同じく第7条、放射能は、いろいろな国の基準を参考に自主規制値を設けるべきであるというご意見でございます。これについて、事務局の対応の方向性といたしましては、放射能については、これまで地元協議会の中でいろいろな意見をいただいておりますので、委員の意見を踏まえまして、国等の基準を確実に下回るシステムづくりを検討いたしまして、6月の総括的な協定書の検討にあわせてご提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、第3章の第10条でございます。問題が起きたときに専門組織がさまざまな判断をするので、専門組織の内容については地元協議会の同意を得ることとすべきであるというご意見でございます。これについての事務局の対応の方向性といたしましては、6月の総括的な協定書の検討にあわせて、専門組織の内容についてご提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、第3章の第10条に関連しまして、委員から地元住民の健康被害の防止についての提案という文書を席上で配付していただきました。その席上配付の後、ご意見といたしまして、周辺住民の健康被害の特定に時間を要するため、提案した資料2の杉並区で設置した要綱と同じ趣旨の要綱をあらかじめ整備すべきであるというご意見をいただきました。また、こういうシステムをつくってお互いにこれに従うという合意形成が必要であるというご意見。それと、これは周辺住民の健康被害の防止のための専門組織で、何か起こる前に準備していくことが重要であるというご意見をあわせていただいております。これにつきましても対応の方向性でございますが、いただきました地域住民の健康被害の防止についての提案につきましては、参考とさせていただくとともに、健康被害の防止に向けたシステムについて検討しまして、6月に提案をさせていただきたいと考えております。

続きまして、同じ第10条ですが、専門組織のメンバーの構成、具体的な機能権限をつくっておくことというご意見、それから、専門組織の学識者は、報酬を出す側に偏った回答を出す場合が多いので、専門組織ですべてを処理するのはどうかと思う。住民代表、市長、副市長など、社会的責任のある人を選定すべきであるというご意見をいただきました。また、別の意見といたしまして、専門組織は要らない。監視組織が必要であるというご意見をいただきました。監視組織は、地元協議会や関係者の代表の集まりがよい。健康被害が起きたら専門家に調査を委託すればよく、迅速に処理をするという意味で大学の先生では実際問題として機能しないというご意見をいただいたところでございます。

これら専門組織に関するご意見につきまして、対応の方向性といたしましては、専門組織については、メンバーの構成、所掌事項等について委員の皆様のご意見を踏まえまして、6月ですけれども、総括的な協定書の検討にあわせてご提案をさせていただきたいと思っております。

これに関連して、水銀汚染の再開のプロセスということで資料要求をしていただきました。それにつきましては、本日、お手元にお配りをさせていただきます参考資料の1というものでございます。清掃技報という本の一部でございますけれども、それをつけさせていただいております。東京二十三区清掃一部事務組合では、水銀の問題につきましても、直ちに操業

の早期再開と再発防止等に向けて、水銀混入ごみ対策検討委員会というものを発足させたということで1ページに載っております。この水銀混入ごみ対策検討委員会というのは、23区、東京二十三区清掃一部事務組合、そして、オブザーバーとして東京都という枠組みでつくったものでございます。その検討委員会の下部組織と申しますか、あわせて、操業復旧部会と再発防止部会の2つの作業部会を設置して、今まさしく再開に向けて作業を行っているということがこちらに書いてございますので、後ほど読んでいただければと思います。

では、またもとに戻らせていただきます。

次、第3章第10条の一番最後、第7条の測定結果の評価について、第3章で行うとの回答であったので、示すべきであるというご意見をいただきました。これについての対応の方向性ですが、排ガス等の測定結果は、法律や国の定める基準値に比較しての評価になります。なお、第10条の専門組織による分析・評価を考えていますが、さまざまなご意見をいただいておりますので、あわせて検討して6月にまたご報告をさせていただきたいと思っております。

続きまして、第11条でございます。施設への立ち入りについて、ただし書きに、乙が施設の稼働及び安全対策上支障がないと認めたときとあるが、甲の暴力的なことを想定しているなら心外であるので、この部分はないほうがよいというご意見をいただきました。それと同様な意見としまして、ただし書きの施設内とは、敷地内も含めているのか。認めないと言われたら敷地にも入れないので、ただし書きは削除すべきであるというご意見をいただきました。対応の方向性でございますけれども、皆様に誤解があったようで申しわけなかったのですけれども、ただし書きの趣旨は、文字通り施設の稼働と安全対策上の視点から設けているものでございまして、特に暴力的なものを想定しているものではございませんので、ご理解をいただければと考えているところでございます。

続きまして、第12条でございます。このたびの東日本大震災のこともあるので、施設に想定外の異常が発生したときの対策を考えておくべきであるというご意見でございます。このご意見に対しての対応の方向性でございますが、万が一の事態に備えて、今後、両市とも調整の上、対応を検討していきたいと考えております。

続きまして、同じく第12条で、安全を確認するのは、乙なのか専門組織なのかというご質問がございました。本協定書は、甲（ふじみ衛生組合周辺自治会等）と乙（ふじみ衛生組合）の協定でございます。専門組織は、乙（ふじみ衛生組合）からの付託に基づき、安全について分析・評価を行い、安全確認の判断は、乙（ふじみ衛生組合）が行うものと認識しているところでございます。

続きまして、第13条でございます。第1項の「地域住民から苦情があった場合には速やかに確認及び原因究明を行い対処する。」の対処について、明文化すべきであるというご意見でございました。これについての対応の方向性でございますけれども、苦情は、さまざまな問題が想定されますので、その内容に応じて対応していくことになるかと考えております。いろいろな苦情があることが想定されます。それを1つ1つ明文化するというのは実際には難しいので、苦情についてはその内容に応じてその都度対応していくことになるかと考えているところでございます。

続きまして、第14条でございます。損害賠償の関係でございます。損害賠償で、「乙の責に帰すべき事由」とは、被害者が立証責任を負わなければならないのか。被害者が立証責任を負うのは難しいので、「乙の責に帰すべき事由により」を削除すべきであるというご意見。それと同様に似たような意見でございますが、乙の責に帰すべき事由は立証が大変である。例えば、監視体制としての専門組織と損害賠償にかかわる調査委員会の2つを設け、「乙の責に帰すべき事由」云々は、第2項を設けて、疫学調査をする専門委員会を盛り込んでいくことも検討の参考としてほしいというご意見。それと、被害があったときの原因究明、立証責任は、被害者にとって大変なので、対応を検討してほしいというご意見でございます。

これらのご意見に対します対応の方向性でございます。損害賠償に係る原因究明については、第10条の専門組織等を活用いたしまして、被害者の負担軽減に努めたいと考えておるところでございます。

- A 委員 : 考え方であって、具体的な提案にまだ結びついていないので、申し上げることは要望になるのかと思っておりますけれども、第10条の専門組織と第14条の損害賠償に係る原因究明問題で、ここでは10条の専門組織を活用するというふうに書かれていますから、10条の専門組織の所掌事項、メンバー構成、そういうものがはっきり見えてこない、私がこの前申し

上げたような意味で、信頼性の問題で不十分かなという気がしているんです。具体的な検討の際に、損害賠償に係る10条の問題の手続は、D委員提案を含む、そういうことが起きた場合には新たな調査委員会を設置するみたいなことで具体化されるほうが、私らの頭の中の理解は行きやすいなという感じがしているので、意見として申し上げて、所掌事項やメンバー構成、そういった全体の専門組織について明らかにする際に、そのところはそういう形で要望しておきたいと思います。

D 委員 : 私も要望です。同じく第10条に関することなのですが、10条については、所掌と業務が全く記されていないので、はっきり言って、この10条ははまだ事務局のほうの提案としては全く白紙ですよ。私は、健康被害に関する専門組織については、具体的にイメージを持っておりまして提案させていただきました。内容は杉並区の要綱を参考もしくはそれに準じたものをつくってほしいとお願いしております。実現いただくよう改めて要望いたします。

もう一つの運転監視に関する専門組織ですが、事務局の具体的提案がないのでイメージがわからないのですが、記載あるのが、12条の2項に関連したことであります。つまり、何か事が起こって対策後、再開するに当たっては、専門組織に報告して管理者が決定するとあります。しかし、報告だけでは意味がないので、どういうやりとりがあって最終的に管理者の決定になるのか、専門組織の所掌業務の中にきちんと盛り込んでほしいと思っております。

私がこれについて参考になるかもしれないと思って提案しました水銀問題のてん末について報告いただきありがとうございます。つぶさに読ませていただいて、実は問題の所在がごみに混じってピットに水銀が混入したということなので、原因としては単純であり、この場合の参考にはならなかったと思っております。どうもすみませんでした。

B 委員 : 2点ばかりあります。まず1点目は、第11条のただし書きは前回削除してくださいということで、A委員も私もそう申し上げたと思うのですが、こう見ますと、何かおかしいですね。特に暴力的なものを想定したものではありません。これは理由になりませんよ。そんなことだれも言っていないよ。要するに、施設への立ち入りを我々が行った場合に、あなたたちはだめですよ、危ないですよと言って、それでもう入れない

のだ。だから、ただし書きは要らないのではないですかと言った。それを暴力的じゃないから残しますというのは何ですか。

もう一点は、たしかこれ、細かい協定ですから、新も旧も含むとG委員もそうおっしゃったので、ここで見ますと、第2章7条関係で、騒音・振動の測定に加えて臭気の測定についても検討内容に加えていきますということで、あのときは入れるという趣旨のことも発言されたと思うのですが、何を検討されるのですか。それが2点目。私から言わせれば、入れたらいいのではないですか。検討する余地も何もないのではないですか。旧も新も含まれると言っているのだから入れたらいいのではないですか。

b 副会長 : それでは、1点目は私からであります。

まず、第11条の部分、左側のほうの課題（住民委員の意見）欄を見ていただきますと、おっしゃるとおり、ただし書きを削除すべきとか、ないほうがよいという形で、そのような意見として承りましたので、ここはそのようにきちっと表示させていただいております。

B 委員 : 削除するということですか。

b 副会長 : いや、左側のところですね。課題のところです。

私どもの事務局の対応の部分は、先ほど言いましたように、ただし書きは暴力的なことと言ったものではないのは今、B委員さんもお承知のとおりで、それをまた書いてしまったのですけれども、そういうことではありませんので、ただ、万一の場合、あってはよくないのですけれども、例えば施設で何か事故があったような場合に、そこにどうしても入りたいと言われても、それが住民の皆さんにとって安全でないというときにはご遠慮いただかなければいけないので、そういうような形で、この文字通り、安全対策上の視点からも加えさせていただいたものですので、その趣旨をご理解いただいて、ぜひそういう形をお願いしたいということで方向性として回答したものでございます。

ただ、それについて、今またさらに、ただし書きはやはり削除したほうがよいというご意見をいただいたということで、それをご意見として受ける形になります。

G 委員 : 臭気測定をするのが前提ではなかったのか。検討内容に加えるというのは一歩後退ではないかというようなご意見だと思います。この検討内容に加えていきますというのは、臭気について常時測定するかどうかという点

については検討させてくださいということです。回数とか、臭気測定の方法、そういったものを検討してご提案をさせていただきたいという趣旨でございます。

B 委員 : ただし書きが要らないのではないかとというのは、我々が敷地内に入る、あそこはにおいが困る、ダイオキシンが出ていますよといったときに、それは危ないからだめですよと言われたら入ることができないから、ただし書きはだめだと言ったのです。暴力的じゃないですよ。我々が要求したときに入れないから、我々が要求する権利は残してもらわないと。ただし書きは要らないのではないかと。我々が入りたいと言ったときに、いや、それはだめですよと、今、火事ですからだめですよと言われれば、それは納得しますよ。危ないからだけではとてもじゃないけれども、だから、A委員も言われたように、これはあなたたちの防衛的な言葉なのです。要らないじゃないですか。乙は求めることができる。あなたたちは言ってきたけれども、今、火事だからだめですと。爆発しているからだめですと、そういうお断りなら自然にわかるけれども、ただし書きなんか要りませんよ。そういう理由で削除してください。

もう一つ、においね、入れるということで検討していただければ結構です。一点目は、きちんと答えてください。

b 副会長 : これは再度のご意見ということでございますので、私どもも、これについては再度そういう意見が出されたということで、今確認させていただきまして、これはまた6月に提出する中で再度検討させていただきたいと思っております。

B 委員 : だから、我々だめだと言っているのです。

F 委員 : 時間の制約がある中で、この議論だけを平行線ですっと続けてもしようがないと思う。原点は、今、私、ここに雑誌を2つ持ってきていますけれども、小金井のごみ問題が『中央公論』に取り上げられております。これは全国誌ですよ。それから、情報誌の今月号の『WEDGE』というのがございますが、こちらに立川のごみ問題があります。

原点は何かというと、結局、不信感からどんどん重なって行って、行政側のほうと住民側のほうがどちらも後に引けない状態になっているわけですよ。記者のほうは住民エゴのことも取り上げておりますけれども、住民エゴとごみの迷惑施設の問題をどう片づけるかというのは、行政側も住

民側のほうもせっぱ詰まった話だし、だからこそ、私は徹底的な情報開示と真摯なるいろいろなまじめな議論は必要なことだろうと思うのですね。当然、行政側のほうは文書作成上、いろいろな表記の仕方があるのだろうと思います。今、こういうやりとりを聞いていると、小金井とか立川のような問題に発展しないとも限らないような不信感が助長していくようなことであっては、地元協議会の意味が非常に薄れてくるだろうと思うんですよ。せっかくここまで重ねてきた会合をもっと前向きにするためにも、私は以前から申し上げているのですけれども、課題を全部後ずさりにして6月にやるというのは、私は方式としては反対なのですけれども、問題が解決しないから、常に骨子のやつがここで時間を食ってしまうんですよ、固まっていないから。来月になったら、また話したことの文字を改めて見ると、それがどうだこうだという話でまた後戻りする。つまり、事務局のほうからこうだということがきちんと出てこないから、ある意味、議論のしようがないという不信感がそこにあるわけです。

そこで私、1つ提案します。11条は、ただし書きあるなしでもめていてもしようがないので、この施設は地域住民に理解が得られなければ実質的な運営は破綻を来すことになるわけですから、ここのただし書きの文言を少し改善していただいて、施設の立ち入りについては特段の支障がない限りこれを認めるとはつきり書いていただいて、ただし、これはなぜそうするかというと、地域住民の理解を深めるためにというふうにすれば、当然、施設の安全上の問題云々というのは、住民がそこに立ち入ったことよっての安全上の問題というのはどこの施設でもある話ですよ。市役所であっても、郵便局の施設だって、その施設長が危ないと思えば、その責任において断行するわけですから、わざわざ書くからこういう話になるんであって、書き方の問題だと、私はまず1つそれを言うておきます。

それから、第13条、事務局側から回答がちゃんと出ないから、常に押し問答になってしまうのだけれども、13条でも言葉の言い回しなんですけれども、例えば原因究明を行い対処すると、その対処について明文化すべきだという話で、事務局側はいろいろなことが想定されるから、まだ準備がないということなのかもしれないけれども、例えば1文字入れただけでも、原因究明を行い、改善のための対処を具体的に実行するというふうを書くとか、ちょっとした言葉を入れることによって、要するに前向きな

んだと。そちらの痛くない腹を探っているようにそちらはとっているかもしれないけれども、決してそうじゃなくて文章の表現上の問題だと言うならば、もうちょっと言葉の言い回しを、要するに住民の理解を得るためにというスタンスに立っていただいて、こちらのほうも重箱の隅をつつくような議論というのは、私は無駄だと思うのですよ。もっと前にやらないと、これ、9月に締結するのに時間がないと私は焦っていますので、もっとお互いに建設的に重なり合うような進行の仕方を私はしていただきたいとお願いしておきます。

会 長 : ありがとうございます。

b 副会長 : 今、ご意見をいただきましたので、ただし書き等の表現等につきましてもあわせて検討させていただきまして、またこの後の方向性についても回答させていただければと思います。

B 委員 : それ、次回出してくれるのですね。

b 副会長 : こちらでそれも含めて検討させていただきますので、よろしくお願ひします。

O 委員 : 論点はちょっとずれるかもしれませんが、4月14日のNHKニュースで、小金井のごみ処理で非常に対策に困っていて、小金井市から三鷹市へ救済の要請がありまして、1,500トンだか1万5,000トンだか、三鷹市が小金井市のごみを処理するということを了解したとなっているのですけれども、この真偽はどのようなのでしょうか。

C 委員 : 三鷹市としましては、人道的支援ということで、今年度、三鷹市の新川の環境センターが稼働している期間について、前年度に引き続き、前年度といたしましても23年度1月から3月ですけれども、受け入れましたけれども、24年度も11月まで、1日10トン程度になります、受け入れるということで、覚書といいますか、小金井さんとのほうは確認をして受け入れています。

O 委員 : 関連しまして、そうしますと、それは環境センターが稼働している間だけという条件つきですか。それとも、こちらのふじみが平成25年から稼働しますから、そこに引き続き乗せられるというのは、どうも小金井市では解決が非常に難しく、まだ3万トンだか3,500トンだか、よくわかりませんが、残っていて、あちこち都へお願いしたりしているということなので、乗せられる可能性も出てくるのではないかと思うんですけ

れども、その辺は確認はきちんとされているのでしょうか。

C 委員 : 今回の決定につきましては、あくまで三鷹市の環境センターで受け入れることについての決定でございます。その後の今言われたような心配については、それはまた別の話というふうに考えております。あくまで三鷹市としての判断として人道的支援で受け入れたと、そういう限定でございますので、そういうふうに受けとめていただければと思います。

O 委員 : それからもう一点、2月の会議だと思えますけれども、宮城県の災害ごみを10万トン受け入れるということなのですけれども、これは何年で処理するのでしょうか。計算しますと、1日当たり280トンぐらいなのですよね。これは1年間で計算した場合です。2年間だとその半分の135トンですか。かなり食うので、この受け入れというのは何年ぐらいの処理を計画しているのでしょうか。

G 委員 : 今の東京都の計画では、覚書を結んだ内容としましては平成26年3月、年度で言うと25年度いっぱいには都内で処理をしようということにはなっております。

ただ、委員さんおっしゃられたとおりかなり膨大な量ですので、ほんとうに平成26年3月で終わるかどうかというのはわかりませんが、計画では平成26年3月までに終わらせるという覚書になっております。

B 委員 : 1点、ちょっと確認しておきたいことがあるのですけれども、前回、三鷹の前生活環境部長が夜中の12時から夜中の2時ごろまで、三鷹周辺のごみを集めるのは実行しますと宣言してお帰りになったのですけれども、もう一度確認しておきたいのですけれども、三鷹さんはそれを実行されるのですか。我々は、A B C Dの搬入口のうち、Dを閉鎖すると言っているのですよ。もちろん反対してはいますけれども、A B Cを使って早く入って早く出ていってくれというふうに騒いでいる最中に、夜中の12時から2時までほんとうに搬入車を入れるのですか。自分のところの基地局へ積んでおいて、明るく朝の8時に来たらいいのではないですか。そういうことを考えないのですか。

C 委員 : いろいろ過去にご意見をいただいて、前部長のほうがお答えをしているとおり、私のお答えも同じでございます。

B 委員 : それはおかしいじゃないですか。我々に対してさ、何の説明もしないで。

C 委員 : ご意見としては伺いますけれども、夜間収集については引き続き実施を

する考えでございます。

B 委員 : じゃ、自分のほうの道路を通って入ったらどうですか。

会 長 : よろしいですか。

B 委員 : いや、困りますよ、丑三つ時に入られたのではかなわないですよ。ニュータウンだって、小金井に持っていくのを大反対して、パッカー車じゃなくて5トン車で入れているでしょう。2トン車なんか入れさせないですよ、ニュータウンだって周りの住民が。なぜ周りの住民を配慮しないのですか。

b副会長 : ご意見として承ります。

会 長 : そうですね。ご意見として。

B 委員 : ご意見じゃないですよ。私は、反対しているのですよ。

会 長 : 反対しているのですか。

B 委員 : やるのですか、やらないのですか。どうしても強行するのですか。はっきりしてくださいよ。我々は困っているのだ。検討してくださいよ。

C 委員 : 今、強いご意見をいただいておりますけれども、私どもの今の考えは変わらないです。

B 委員 : 入らないでくださいよ。

C 委員 : ご意見として承ります。

B 委員 : ご意見じゃないですよ。困りますよ。

C 委員 : 今、私がB委員の意見に対して、はい、そうしますというお答えはできませんので、ご意見として承ります。

B 委員 : 検討してくださいよ。

会 長 : B委員よろしいですか。

B 委員 : いや、おかしいですよ。夜中にごみを搬入するなんて不届きですよ、我々に言わせれば。私のところの道路を通るのでしょうか。調布市の道路を通るのでしょうか。

会 長 : 前部長の前のお話も、ばらばらで、そんなに台数もないしという話でございました。

B 委員 : そのために、8時から5時までとか6時までとか搬入が決まっているのでしょうか。丑三つ時にどこがやっているのですか。

G 委員 : 今日すぐ結論が出せるような問題ではないので。

会 長 : そうですね。ちょっと結論出ませんので。

B 委員 : じゃ、検討してください。

- 会 長 : 検討ということで。
- F 委員 : そのことは、このふじみになっての収集時間の設定なのですか。それとも従来からあった設定なのですか。
- G 委員 : それは従来からあったものでございまして、現在、三鷹市では夜間収集が行われております。ですので、夜間収集の中止は市民サービスの低下ということにもつながりますので、三鷹市としては引き続き、従来どおり夜間収集を行いたいという趣旨だというふうにとらえております。
- F 委員 : 今の問題は、B委員と三鷹のほうのやりとりをして、調布の道路を通す通さないで話をしても、多分、結論は出ないですよ。別角度でやりとりするか、実績として以前からそうなっていて、それに対して改善要請がどのように出てきたのかというのをちゃんと踏まえないと、私自身は正直言ってわかっていないので今そういう質問をしたのですけれども、ふじみのそういう場所だけですよ。要するに、向こう方の話をしているわけでしょう。
- B 委員 : 基地局に入れておいたらいいではないですか。何も深夜にこちらに持ってこなくたっていいではないですか。
- L 委員 : 要はここを通るなという話でしょう。調布の道路を。三鷹市の道路を通るのは文句ないのでしょうか。
- G 委員 : 駅前のごみを収集しますので、駅前のごみを収集して、三鷹通りを通過して、三鷹通りを東八道で左折をして東八道から入るとい、バスが通れるような広い通りしか走りません。ほかの車も通っているところを通るとい、うことです。
- B 委員 : Cゲートから入れたらいいじゃない。
- G 委員 : 入れるゲートについてはこちらでも検討はできると思いますけれども。
- B 委員 : 大体、基地局に置いておいたらいいじゃないの。なぜそれができないの。そこまで譲歩できないの。夜中にどうしても入れるっていうのですか。いや、いいです。これは我々住民と三鷹の生活環境部長が仕切りますよ。
- 会 長 : 三鷹市の総務主幹には強い意見ということで持ち帰っていただきまして、検討していただくという形で。
- B 委員 : いいですよ。
- 会 長 : C委員、よろしくをお願いします。
- C 委員 : はい。

B 委員 : 調布市の環境部長も一枚加わってくださいよ。調布の調整なのだから。

A 委員 : 女川のごみの問題について、私もふじみの議会を傍聴しましたので、ふじみの議会が受け入れの方向で論議されていることについて承知していますし、この会で女川のごみの受け入れを前提として報告を受けました。この会では、協議は私は受けていないと思っていますので、ここでは女川のごみについての焼却問題はまだ同意していないと。これを1つはっきりさせておいていただきたいと。

それから、ふじみの議会がどういう決定を最終的にしたのかはつまびらかに承知していませんが、放射能汚染の問題は、この場合も新たな基準をつくろうとしているわけですね、数値を含めて。それを同意されて方向性の中で明らかになっている。国が8,000ベクレルとか基準を持っていますが、私の承知している範囲で、例えば山形の場合はその半分の4,000ベクレル、自主規制値を設けています。このふじみが焼却する際にも、新たな基準という問題が論議されなければいけないし、それに適合するごみでなければ女川の問題も同意できないという結論になるわけでありまして、協議されていないということだけを今確認させていただきたいと思うし、新たな放射能基準の問題は、ぜひ自主規制値をきちんと確立されるように要望しておきます。

会 長 : それでは、よろしければ、協定書の第4章に移りたいと思います。まず、事務局から第4章について説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、資料3をごらんいただきたいと思います。

資料3、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書(たたき台)という部分の第4章でございます。第4章その他、まず、第15条でございます。協定の期間。本協定の有効期間は、甲乙意義がない場合は、施設の稼働が停止するまでとする。ただし、前条の規定は、この限りでないということございまして、前条というのは損害賠償第14条で、例えば、協定書に基づき、補償期間中に稼働が停止したということであっても、引き続き損害賠償に係る調整、補償等を行っていくということでございます。

第16条、協議の部分でございますが、本協定に基づく甲と乙の協議又は報告及び確認は、平成21年10月27日施行「ふじみ衛生組合地元協議会設置要綱」(以下「地元協議会設置要綱」という。)に定めた地元協議

会で行い、甲と乙は、地元協議会の合意事項を尊重するものとする。まず第1項の部分につきましては、これまでこの条文の中にもございましたが、事前協議することとかいろいろございました。それから報告、確認等、言葉が出てきました。これは甲と乙の関係の協定書でございます。先ほども甲はだれだれ、乙はだれだれと説明したと思いますが、それらの協議はこの地元協議会の場で行うよというような意味合いで、この第1項は書いてございます。

本協定を変更する場合及び本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、第1項に基づき協議のうえ定めるものとするということでございます。

それから、第17条、協定の効力でございます。本協定の効力は、地元協議会設置要綱第3条第4項別表第2に定める町丁目の住民に及ぶものとするということで、今日、席上配付させていただきました資料別表1と、裏返しますと別表2という部分がございます。別表2のほうの三鷹市、調布市というところで、三鷹市が6町丁目、調布市のほうが4町丁目ということで、地図では上に出ております。これでもこの意味がよくわかりにくいので、パワーポイント等でご説明します。グリーンで真ん中に楕円形になっている部分がふじみ衛生組合から半径500メートルの区域でございます。現在、この区域に建設ニュースを配布させていただいております。この区域、半径500メートルに係る町会・自治会等ですから、赤の部分、これは自治会等でございます。グリーンの部分に食い込んだ自治会がすべて入っておるということです。というところでございます。本協定の締結のときに自治会長さん等に署名押印をいただくという、これに入っている自治会等で、別表第1の自治会等でございます。

裏返した別表2の説明のほうは青の区域、青の区域は半径500メートルに係る町丁目ということでございまして、自治会等もない区域がございますし、自治会に加入していない方々もいらっしゃいます。そうした場合には、この区域の方々も、今後の補償等、いろいろ損害があった場合には私どもで対応させていただくという区域でございます。そうした意味では、当然この赤い区域の自治会等の区域と青い区域、両方に対しての協定に対する対応をさせていただく区域ということになろうかと思えます。

ということで、第17条につきましては、このような区域のところで対

応させていただくということを一応基本としておりますが、この区域外でも、例えばいろいろと損害の問題が起きたということについては、当然、状況によって対応させていただきまして、私どものほうの原因であるということならば対応させていただくということになると思います。

ということで、17条は区域がわかりにくいので定めさせていただいたということでございます。

第17条の説明は以上でございます、これがその他にかかわる第17条までの本協定の中身でございます。

附則以下につきましては、この協定は平成25年4月1日から施行するというふうになってございますが、これにつきましては、第19回るときでしたか、全体的なスケジュールを説明させていただいたときに、今年度の9月に協定の締結に向けて皆様方で協議を進めていきたいと。6月に私どものほうの考え方を示した中で協議を重ねて、9月まで、要は試運転までに締結をさせていただきたいと説明をさせていただきました。一応、ここでは施行は25年4月1日からとなっておりますが、その辺の間をどうするのかというようなことはあろうかと思っておりますけれども、一応、案として示させていただいたのがこの25年4月1日から施行するというふうに附則ではなっております。この協定書につきましては、甲乙がそれぞれ署名押印をして、甲と乙が各1通を保有するというところでございます、甲というのは各皆様方が所属している自治会様のところでございまして、乙がふじみ衛生組合ということになります。甲が会長1名となっておりますが、最終的な締結のときには皆様の22自治会がずっと並ぶということになります。乙はそこに管理者が署名押印をするという締結になろうかと思っております。

B 委員 : 蛇足かもしれないのですが、第17条、別表2に定める住民に及ぶものとする。これ、自治会に入っていない人はどうするのですか。入っていない人も含むということですか。

事務局 : これは、要はその区域の方全員でございます、自治会とかそういうのは関係ございません。

B 委員 : 入っていない人も全部この協定が及ぶと、そういうことですか。

事務局 : そうということでございます。

B 委員 : それ、一方的ですな。自治会に入っていない人は、受けるものは受ける、

協力するものは協力しなくていいのだよね。入ってないのだから。そういうことですか。17条は別表第2に定める町丁目の住民に及ぶものとする。だから、補償が起きればふじみがやります。それはいいでしょう。だけれども、住民は一方的に受けるだけでいいのですね。これは拘束できないでしょう、自治会に入っていない人は。法律に詳しくないので、教えてください。

G 委員 : 特にこの17条の部分は、14条の損害賠償のことを意識した部分で、自治会に入っていらない方はもちろんですけれども、入っていない方は損害賠償をしないというようなことにはならないだろうということを入れてのものでございますので、そういう趣旨で入ったというふうに考えていただければと思います。

B 委員 : 本協定の効力というから、あらゆる効力がお互いに双務協定に受け取れかねないから、蛇足だけど、入っていない人は受けるだけ受ければいいと、そういうことですか。そういうことでいいのですね。

G 委員 : 自治会が組織されていないところに住まわれている方もいらっしゃいますから、そういう方も基本的にはこの協定書の趣旨で効力が及ぶという形で考えております。そのほうがふじみとしては市民の皆様に対してよろしいのではないかとということで入れたものでございます。

A 委員 : 4章の関係で、2つだけ。15条ですが、協定の効力を施設の稼働が停止するまでという表現になっています。施設の稼働の停止は確定されていない、この協定ではいつかわからないというふうになっています。施設の耐用年数を20年だと考えれば、耐用年数20年とおっしゃられているわけですから。20年じゃないのですか。稼働の停止が仮に20年だとすると20年後というふうになると思うのですが、ここでは年数についてどこにも確定されていない。施設の稼働年限について、私は、どのような表現かは問いませんが、明らかにされるべきだという意見を持っています。

例えば二枚橋は50年。三鷹の処理場はここができると閉鎖しますね。28年か9年か、そんな年数ですね。28年がいいというふうに申し上げるつもりではないのですが、二枚橋との比較で言いますと、三鷹の対応は計画的であって適切だと私らは評価できるなというふうに考えているんです。二枚橋を振り返ってみますと、近代化問題で合意ができなくて、私ら

から言わせると、理事者の優柔不断な態度が将来計画を描くことができずに大きな問題点を抱えることになった。今日の小金井問題の原因はそういうところにもあるわけです。

私は、ふじみが、少なくとも今日の段階で施設の稼働が停止するまでというふうなあいまいなことではない表現をはっきりさせてほしいと。なぜというふうに言われると、端的に言えば、いわゆる迷惑施設を住民はこれから受け入れていくわけです。住民はこうした施設について共通に負担すべき責任があると思うのです。ここだけがということではないから、例えばここは何年、次はここというふうに計画的に行政のサイドは物を考えていくのが適切だと私は思っているから、時期を明らかにしてほしいと。そういう意見は私は市民に受け入れられる意見でもあると思っているわけですけれども、ふじみのほうはそうした問題についての考え方をどうするのか、明らかにしてほしい。明らかにしていただいて、この協定についてそうしたことをうかがわせるような表現を適切に盛り込んでもらいたい、これが4章について要望の1点目。

それから、今、話されました17条について、私はB委員とちょっと違う意見になるのかもしれない。B委員の意見を私が正しく受け取っていないかもしれませんが、当然、これは明記されるべきだ。所属していない市民にも及ぶべきだというふうに私は思っています。ただ、この種の問題は、線を引くと線の内と外という問題はどうしても出るので。今パワーポイントで相当広範にふじみのほうは配慮されていると私は理解しますが、線の内外の問題は、あのパワーポイントで見ても、距離は必ずしも共通ではないし、距離を共通にしたからといって、福島の放射能汚染をSPEED Iで見ると、とんでもないところに飛んでいるわけでありまして、何が適切かと言いがたいけれども、線は引かなければならないというふうになると思うのは理解しますが、線の内外のところに柔軟のハンドリングで救済できるような考え方を17条に補記をしていただきたい。一定の線はやむを得ないと。線をはみ出した場合の対応を。協定書条文にふさわしくないというふうにお考えなら、解釈覚書みたいなことを付してもらおうと適切かなというふうに思っています、4章についてはその2つについて意見を申し上げておきたいと。

b 副会長 : まず1点目の期間の問題については非常に大事な問題になると思います。

正直申し上げて、それは非常に重要な課題ですので、この場で今日、即答ということは申しわけないですけれども、できません。今おっしゃった意見は、もちろん住民の意見の課題欄のところでのそのような意見をちょうだいしたという形になるかと思います。

それから、現在のふじみの年数の関係でございますが、現在、運営の契約をしている期間は20年でございます。それが多分おっしゃられた20年ということでございます。それから、施設そのものにつきましては、仕様書で30年稼働できるような施設にしてくださいという形になっておりますので、通常考えますと、20年から30年の間という形が想定している部分だとは思いますが、そこで何年ということは今日申し上げることはなかなかできませんし、その後の関係も非常に重要なことでございますので、まずは課題として承らせていただきたいと思います。

それから、後段のほうの第17条の関係、先ほどの説明でもございましたが、例えば広く越えて及ぶようなものについては、趣旨とすれば私どもとすれば、例えば損害賠償等についてもそのような形で考えておりますが、あくまでこれは協定書という形なものですから、地元の自治会さんそれぞれとの約束という形が基本になっておりますので、協定書としてはそのような形で、趣旨とすれば、私どもの原因で何らかの損害賠償にかかわるようなものが万一起こったということであれば、それは当然そのような形で対応させていただくというように考えております。また、その表現についてご意見をちょうだいしましたので、その辺についても検討させていただければと思います。

- F 委員 : 関連質問ですけれども、まず1点、迷惑施設だという言葉が出ましたけれども、迷惑施設はみんなで共有していかなければいけないと。譲り合ってやっていかなければいけないと。だから、そこで行政が計画的な施策づくりをして、みんなに理解を請うようにしないといけない。それを情報は開示してみんなに考えさせるという作業が必要になってくるのだろうと思うんですね。これ、契約20年、寿命30年設計ということですが、先ほどの『WEDGE』に書いてある立川のごみ問題というのはもめ始めて20年たっているのだそうです、私も知らなかったんですけれども。なぜもめているか。例えば立川市とどこかと組んでいるわけですよ。例えば調布で言えば、調布市に施設が建っているわけだけれども、三鷹の住民

のほうから例えばにおいがひどいとか、何がひどいとか、そういう地域間
の問題があって、あるとき住民側の求めに応じていついつまで何とかしま
すみたいな話をやったところに、立川の問題はこじれ始めているのですね。
それが途中からほごにされているから。できない回答をしている。人もか
わっていく、市長さんもかわっていく。

だからこそ、私はここで何が言いたいかというと、何にも決まらないで
また二枚橋のように50年やられたらたまらんなど。ある日突然、新しい
ごみ施設ができることは絶対ないわけですね。相当の準備期間が必要にな
ってくる。これ、表現は悪いのですけれども、三鷹市も調布市もそもそも
住宅街、都市部ですよ。だから、どこに持っていっても必ずやふじみの
ような問題が起きるはずなのです。だからこそ、例えば20年契約期間、
30年設計寿命となっていますけれども、そのときになって考えるのでは
全然わからんわけですね。立川は20年ごたごたやって、今年度中に何と
かしますという話になっているようだけれども、結局らちが明かない。1
年ぐらいでは問題解決は絶対にならないですよ、この種の問題は。そう
すると、相当期間、行政サイドのほうも秘密裏にやってもらうのはちょっ
と困るのだけれども、基本的な次の施設をどうつくっていくのか、仕組み
設計をしていくのかということを考えて事務局のほうから提案いただかな
いと、どこだということじゃなくて、こういうふうな考え方で次の施設は
考えますと。そうやって住民の理解を順繰りなのだよということやらな
いと、ここの周辺、今集まっている住民たちはとりあえずここにしようと、
わかりました、地域振興策を何か考えてくださいと、そういうことがある
でしょう。だけど、それが50年たったときに、二枚橋の人たちはある意
味すごく苦労したわけですよ、あの周辺の方は。調布市だけじゃなくて、
小金井の方も苦労したかもしれないけれども、そういう貴重な経験がある
のだから、ふじみのところではそういう貴重な体験、経験をいい方向に改
善する施策を講じてもらいたいと私は強く思います。そうでないと、結局、
みんな迷惑施設は自分のところは要らないと。住民同士のなすり合いで、
結局前に何も進まないということになってくると思うのです。ここは行
政側のほうの能力が問われることだろうと思うのです。そこで、秘密裏に
進めたり、それから一部のごり押しがあったりなんかすると、こじれ始め
たこの種の問題は解決がすごく難しいですから、両市の行政の方がおられ

ますけれども、行く行くほんとうにその辺はよく考えて施策を練ってほしいと、まずその1点、強く申し上げておきます。

それから、この協定は25年4月1日から施行するとなっていて、これはこれで順当な方法だと思うのです。試運転は年内に始まるわけですよね。ですから、この規定とか趣旨は試運転のときもこれに準ずると、要するに4月からこれに該当するのではなくて、もちろん普通の考え方をすればもう動くのだから、この趣旨は全部のっとして、監視体制も含めて動くものと私は理解しているんですけれども、そういうことでよろしいですよという確認なんですけどね。

b 副会長 : まず、最初の点について、F委員がおっしゃるとおり、ごみ処理場の建設については非常に長い年数が必要だということは理解しておりますし、二枚橋の例を反省材料として生かさなければいけないと考えております。ある程度準備期間をとって、この後のものについて計画をしていかなければならないというところは、行政も含めまして、ふじみ衛生組合も含めまして、長い期間が必要だという認識を持って対応していきたいと考えております。

それから、試運転の関係でございます。私ども、平成25年4月というのは、25年3月までは建物がまだ建設期間中ということで、3月末に引き渡しという形になります。ただ、確かに10月試運転で、最初は通電等で2カ月、実際に両市のごみを試験的に燃やし始めるのが12月を予定しております。試運転期間中にこういう内容を試運転する事業者が、もう既にエコサービスふじみ株式会社という形で運営の契約を結んでおりますので、その会社がきちっと対応できるよう、試運転期間中にこのものを守れるような形でやっていけるようにということで、正直申し上げてどうしても若干の準備期間が必要なものですから、そのような形で設定させていただくと。6カ月くらい早くこの協定をまとめまして、平成25年4月に向けて、事業者なりふじみも含めてですけれども、きちんと対応できるような方向で考えていくということでございます。もちろん試運転期間中もそのような趣旨で考えておりますが、ただ、今日決まったことを明日その事業者にやれと言っても、それはできないという場合がございますので、25年4月より前にこれをまとめていただければというのが趣旨でございます。

K 委員 : 例えば将来設計を持つということで、この規定には当然盛り込めないの
で、こういうところで議事録が仮に残ってもうやむやになったりしますので、
例えば運転をしてから10年とか15年ぐらいたったときから次の計画
ということ、別途覚書か何か、ほかにも先ほどラインの内外という話
も覚書でできればというご意見も出ていたので、そういうところに明確に
明記をして将来設計のほうにも行くと。20年という契約期間ということ
で、仮に施設が30年ということであれば、そのときのこの施設の稼働状
況を検討してということで、何か覚書に明記していただきたいかなと思
います。

会 長 : ご意見として承るということで。

b 副会長 : それは課題点のご意見のところにきちっと載せさせていただきます。

D 委員 : 今、お三方から出た意見というのは、この第4章のほとんどすべての問
題だと認識しているのですけれども、特に第15条に関して、私どもは計
画段階からこの質問は行政に対してしてきたわけですね。そうすると、白
紙だとか、20年先、30年先がどうなるかわからないという回答がすべ
てでした。そういうことこそが不信感、疑いを生むもとになるので、今お
三方が言われたように、計画的にきちんと透明性を持った形で情報等を公
開してもらって、こういうことについてのきちんとした計画を立ててもら
いたいと思います。5年あるいは10年ごとに見直しをしていくというこ
とも1つの方法だと思います。けれども、とにかく白紙ですとか、20年先
のことはわかりませんというようなことを今後とも繰り返すようであれば、
お互いに信頼関係を持つことはあり得ないと思います。

それからもう一つ、17条についての問題は、損害が起こったときの処
理だと思うのですね。この定義された地域以外に何か影響を及ぼすような
ことが、起こった場合、別途処理をすることをただし書きで書く方法は幾
らでもあると思うので、そういう形でぜひ対応してもらいたい。定義され
た地域外の人たちに影響が及んだ場合その人たちが救済されるようなこ
とをぜひただし書き等で付加してもらいたいと思います。

それから、F委員から提案がありました試運転期間中の問題ですけれど
も、試運転期間といえども、煙突から煙が出、その前にはごみ運搬車が走
行するわけですから、試運転期間中には少なくとも第1表から第4表、放
射能問題で第5表ができればそれも含んで書かれた内容が担保されるよう

にさせていただきたい。

それからもう一つ、事務的なことなのですが、今言った別表1から4、さらに5、6が増える可能性があるわけですが、そういうものについて、先ほどから議論があるように、見直しというのが将来起こってくるだろうと思うのですね。最初は濃密管理をし、問題がないことを確認しながら少しずつ緩めていくというようなことが大きな流れとしてあると思うのです。新たに問題が起こればそれを加えていくとか、そういうことになると、別表は本文である条文に比較して簡単に変更できるようにしてもらいたい。つまり別表は地元協議会で承認が得られれば変更できるようにして、各会長さんの印鑑をもらわなくとも変更できるようにしてもらいたい。この件を事務局のほうでご検討いただきたいという提案でございます。

b 副会長 : はい。提案いただきましたので、そのような形で、課題点の意見の欄に記載させていただいて、その提案につきましては検討させていただきたいと思います。

L 委員 : 今まで皆さん発言なさった附則のあれなのですが、稼働の期日なのですが、施設の稼働が停止するまでということは、第2回か第3回の協議会でもa副会長が発言されたのです、二枚橋の件を例にとりましてね。いつまでこの施設の寿命があるのか、何年たったら廃止にするのかという腹案がないと協議ができないのではないかと、私はよく記憶に残っているのですが、a副会長から提案があったと思うのです。それを今まで全然、この稼働停止の件については協議されていなかったわけですね。だから、今回初めて皆さんが発言されているので、そのとおりだと思うのです。今の施設がなくなって新しい施設をつくるとなると、皆さん、みんな死んでいないのですよ、年数から言って。ですから、今のうちにそれを準備しておくとか、協議しておく必要があると思うのですよね。それを申し上げたくて発言させてもらいました。

O 委員 : 1つ提案なのですけれども、第14条に絡む問題なのですけれども、こういう時世ですから、どんな事故が発生してそれを補償するかわかりませんので、金額は多いほうがいいと思いますけれども、補償に見合う担保といますか、保険金といますか、蓄積といますか、ここでは金額は非常に難しいと思いますけれども、ある程度蓄積を何らかの方法で対応しておいたほうがよろしいのではないかとこのことを提案したいと思います。

どんな事件で、何件も重なって、例えば東電みたいにあんな膨大な事故が起きますと、とても調布・三鷹では対応できないわけですよね。そういうことで、あまり大きくやっても際限ないものですが、ある程度の一定の限界の補償の枠内といいますか、金額、保険は準備されておいたほうがいいのではないかと、これは提案でございます。

N 委員 : 先ほど試運転の関係が出ておりますけれども、その試運転をこの協定書の内容を準用するとか何とかという表現をどこかにしておいたほうがいいんじゃないかなと思って発言したんです。

B 委員 : 試運転する前に環境評価も東京都のほうにお出しになっているのでしょうか、竣工すると東京都が検査に来るでしょうか。それはいつごろになるのですか。

G 委員 : 基本的に、産業廃棄物処理施設については検査が入ります。ただ、一般廃棄物処理施設については原則は入らないのですが、たまたま先日、東京都の方とお話をしましたら、ふじみについては一度検査をしたいという趣旨をおっしゃっていました。ただ、具体的に何月というお話は東京都からは来ておりません。また決まりましたら、皆様にはご報告をさせていただきたいと思います。

B 委員 : 大体、試運転前にやるのではないですか。試運転前に、当然、環境評価とかそういうものに合致しているかどうか、あるいは施設がそのとおりにになっているかどうか、東京都が点検するのでしょうか。それはいつなのですか。

G 委員 : 私がお話をさせていただいたのは一般廃棄物対策課で、アセスの担当ではございません。あくまでもこの施設が排ガス等の基準が守られるかどうか、そういった形での検査でございます。

B 委員 : アセスの検査はいつやるのですか。

G 委員 : アセスについては現在、アセスの予測評価どおりに建設工事中の環境負荷がおさまっているか、また、稼働後の施設がアセスの予測評価どおりに環境負荷がおさまっているかということをごちらで測定いたしまして、その都度、東京都のアセス課のほうへ報告書を出させていただくという形になります。

B 委員 : 竣工届を出したときに、東京都がアセスのとおりに行っているかどうか検査に来るのではないですか。

G 委員 : アセス関係については、東京都からの検査というものは、東京都の環境影響評価条例上はございません。

B 委員 : そんなことないな。あるって聞いていますよ。

G 委員 : あくまでもふじみのほうで測定を行いまして、それを東京都のほうへ報告するという仕組みになっております。

B 委員 : 報告する時期はいつなのですか。

コンサル : ふじみの新ごみ処理施設につきましては、事後調査計画書というのを出示しております。今、建設工事中ですので、騒音とか振動とか、そういうものについては計画に従って測定等を行っているところでございます。

それと、施設の供用を開始してからでございますけれども、平成25年度に1年間かけまして、まず調査を行います。1年間、例えば大気汚染とか、そういうものに関してまず調査を行います。それにつきましては、1年間の結果でございますので、翌26年度の早い段階で東京都のほうに報告をする形になります。報告先ですけれども、東京都の環境局に書類を提出しまして、それにつきましては東京都の環境影響評価審議会に報告されることとなります。場合によっては、その審議会の中で議論をされることもあるかもしれません。それは中身が出てみないとわからないところでございます。

それと、今回、ふじみの新ごみにつきましては、対象となるごみ量が最大となるのが平成31年度と、計画上、そういう予測になっておりますので、そのときにももう一回、調査をするということになっております。ですので、平成31年度に1年間かけまして、大気質とかそういうところの調査を行いまして、その結果を翌32年度に報告するというような事後調査上の計画となっております。その結果、特に環境上問題がないということになりますと、事後調査の手続も終了するということになっております。

B 委員 : 特にダイオキシンと煙突からの煙ですね。それから周辺の騒音、振動、それは当然、試運転すれば出てくると思うのですけれども、1回目、つまり、来年の3月には試運転も始まって、実際に4月から運転に入るわけですよ。そうしますと、少なくとも3月の試運転の結果、ダイオキシンはどのくらい煙突から出たとか、周辺の騒音・振動がどのくらい出たというデータは出さないのですか、出すのですか。それはいつ出すのですか。

コンサル : まず、環境影響評価上はそういうデータを取得する計画にはなっており

ません。実は、今回の事業につきましてはDBO方式でやっておりまして、JFEさんのほうで施設をつくられております。それを一たんふじみ衛生組合が引き渡しを受けるのですけれども、その段階で、まず排ガス中のダイオキシンですとか、あるいは窒素酸化物ですとか、それが計画どおりにきちんと処理されて、それよりも低い濃度で出ているよということをまず検査をします。あと、同様に、今回、敷地境界で騒音はこのレベルに抑えなければいけませんというのがありますので、当然そのときに検査をして、その数字が満たされていないと、ふじみ衛生組合は引き渡しを受けないということになります。ですので、そのための環境上というか、排ガスですとか騒音・振動、そういったところの測定は来年の3月に行うことになります。

B 委員 : 3月末ですか。いつやるのですか。

G 委員 : それにつきましては、特にダイオキシンは、測定結果が出るまで日数がかかりますから、3月末にやっても引き渡しに間に合いませんので、引き渡し性能試験そのものは2月に行う予定でございます。

B 委員 : 性能試験は2月にやるわけですね。そのデータをもって東京都のほうへ出すわけですね。

G 委員 : そういうことになります。

B 委員 : そうですね。平成25年の2月末ですね。

会 長 : 第4章についてはこの辺で終わりにしたいと思います。第4章に関する課題等については、次回に事務局で整理して出させていただきます。

4 その他

(1) その他報告

・新ごみ処理施設建設工事進捗状況

G 委員 : それでは、その他の1点目でございますが、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況ということで、今回もパワーポイントを使いましてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

現在の工事の進捗率でございますが、約66%、3分の2が終わったところでございます。

それでは、まず、いつもどおり、事務所のほうから南東方向を眺めた写

真でございます。こちらが4月25日、昨日の写真でございます。建物が最終的な形となってまいりました。プラントの機器につきましても、大物の搬入がほぼ終わったというところでございます。写真でございますタワークレーンにつきましても、連休明けに解体、搬出する予定でございます。また、手前側でございますクローラクレーンにつきましても、5月の下旬に搬出を予定しておるところでございます。

続きまして、1階の平面、玄関から入ったところでございます。玄関を入りまして左を向いたところの写真でございます。玄関を入りまして左を向きますと、プラットホームが見える見学者用の窓がございます。こちらの写真の上、天井のほうですけれども、既に配管、配線の工事が始まっているところでございます。

続きまして、これが出口のほうを見たものでございます。この明るい部分が出口になるわけですけれども、そこにはエアカーテンの機械室の形ができ上がっているところでございます。

続きまして、2階の平面図でございます。見学者用の通路、見学者ホールについて、その辺からの写真ということでございます。まず1つ目が、電気室のところから排ガス処理室を見た感じの写真でございます。空調機、換気、配線用のラック等が既に工事に入っているというような状況まで来ております。

続きまして、今度は電気室から左側をのぞいた写真でございます。こちらがその写真でございますけれども、中央制御室、手前が第2電気室ということで、もう扉もついておりますし、こちらも天井の上にもいろいろ配管等が設置されているというところまで来ているところでございます。

続きまして、2階の平面図、今度は展示スペースホールのあたりということで、2階の一番左側の部分でございますけれども、こちらから写真を撮ったものでございます。右手側に見えますのが、ごみピットをのぞく見学者用の窓が設置されております。また、こちらも天井内の工事等が行われているのがよくわかると思います。

ごみピットをのぞいてみると実際にどうなっているかというのが次の写真でございます。ごみピットを見ていただきますと、実際にメモリが入っています。1メートル単位で25メートルまでのメモリ、赤い横線がメモリでございます。メモリの左側下のところが窓みたいに見えると思うんで

すが、あそこがごみの投入口、あそこからごみが入ってくるという形になります。右手側に見えますのがタワークレーンの足ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、このタワークレーンについては連休明けに撤去いたします。今、25と見えると思いますけれども、あれは底面からの高さです。ですから、あそこまでごみが積まると、25メートルごみを積んだという形になります。

続きまして、3階の平面図でございます。ごみピットの反対側から見た図です。先ほど見学者用の窓が右側に見えましたけれども、これは見学者用の窓が正面に見えております。見学者用窓の左側の四角い水色のシートをかぶっていますけれども、あそこの部分がごみクレーン操作室でございます。それから、上に見えます上部の黄色いもの、あれが実際のごみクレーンでございます。こういった形でクレーンも搬入されているということでございます。

続きまして、同じ3階の平面図でございますが、今度は脱臭送風機、脱臭装置等の写真でございます。こちらが脱臭送風機と脱臭装置でございます。基本的には、焼却をしているときは焼却用の燃焼用の空気としてごみピットの空気については取り込んで燃やしてしまうのですが、全炉停止をした場合には、脱臭送風機で臭気を吹き込みまして、脱臭装置の内部に活性炭を入れまして脱臭を行って、排気筒のほうから廃棄をすると、そういった形になります。この脱臭装置の能力ですけれども、こちらにもございますとおり、1時間当たり5万5,900立方メートルの処理をすることができます。

最後の写真になりますけれども、今度は排気筒から先、煙突に向けての写真でございます。排気筒から煙突にかけまして、既にもうこういった形で配管が設置されております。この配管ですけれども、直径が1メートル40センチでございますが、煙突の中に入りますと1メートル20センチになります。最終的には煙突の上部100メートルから臭気については放出するという仕組みになっております。

建設工事については以上でございます。

- B 委員 : ごみピットは何トンぐらいですか。
- G 委員 : 1万立方メートルのごみをためることができます。
- B 委員 : トン数でいうとどうなります。

- G 委員 : 今、比重が0.25ぐらいですので、2,500トンぐらいはためられると思います。
- B 委員 : 2,500トンってすごいね。300トンでしょう、燃やすのは。
- G 委員 : ですから、トンベースで1週間分ぐらい。
- L 委員 : 前回の傍聴者用の意見書をちょっと見させてもらったのですが、この傍聴の意見書を書いた方は非常に真剣に傍聴していらっしゃるのですね。だから、事務局としても逃げるような回答じゃなくて、今、ご質問があった意見のことについては真摯にお答えするようにと意見書に書いてありますので、逃げるようなことじゃなくて、真剣に回答、返答していただくように心がけていただきたいと思いますので、一言言わせてもらいました。
- G 委員 : B委員、ちょっと訂正させてください。0.2で計算していただいたほうがよろしいかと。0.2で計算して2,000トン、そうすると、288トンの1週間分になります。

・大気質バックグラウンド調査について

- G 委員 : それでは、大気質バックグラウンド調査についてということで、ご報告をさせていただきたいと思います。

焼却場運転前にバックグラウンドの数字のデータをとっておこうということで、前回から始めたものでございます。第1回は冬の調査ということで、今年の1月17日から23日まで行って、データについては前回か前々回でしたか、この地元協議会でもお示しをさせていただいたところがございます。

今回、春の調査ということで、4月19日から25日、昨日まで行いまして、本日、機材については撤去を行ったところでございます。

場所ですけれども、三鷹市側として、ふじみの北側でございます南浦小学校、そして、調布市側として南側になりますけれども、しいの木公園という2カ所で行っております。調査項目につきましては、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀の6項目でございます。

これはきのう測定したばかりですのでデータは上がっておりません。これにつきまして、データが出てきた段階で地元協議会の皆様にもご報告をさせていただきます。

なお、今後の予定ですけれども、夏の調査については8月ごろ、そして秋の調査については11月ごろを予定しているところでございます。

これが南浦小学校の測定場所でございます。敷地の北西のあたりで調査を行っております。校舎の西側に設置をいたしました。ちょっと見えにくいんですけれども、くるくると回っているここが大気を取り入れ口、ここから大気を吸い込んで測定を行っているところでございます。

続きまして、しいの木公園のほうですけれども、しいの木公園につきましては、公園の南西側、道路に面しているところということでございます。しいの木公園につきましては、大気質のほかに風向、風速もはかっておりまして、高く見える棒、これが10メートルの高さがあるのですけれども、ここで大気質にあわせて風向、風速をはかっているところでございます。

なお、こちらにつきましては、測定に使った土地なのですけれども、大体10メートル掛ける10メートルぐらいの土地を借用して測定を行っております。こちらについても本日の午前中撤去をしたところでございます。また、データがまとまり次第報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

D 委員 : しいの木のほうは自宅の近くなのでしょっちゅう見ているのですけれども、南浦小学校ですね、これ、建物の際に大気を取り入れ口があって大丈夫なのですか。

コンサル : 三鷹側の地点なのですけれども、南風が吹いたときに最大着地が出るだろうというようなところをある程度想定しながらやりました。もちろんアセスのときに大気質の予測をやっているとして、一番濃いのは調布側のほうに700メートルというふうな数字でお出ししたところなのですけれども、同じく南風が卓越したときには三鷹のほうに出ますので、そのあたりでということによって場所を探しながらやったものでございます。ただ、三鷹側の連雀の近辺でございますけれども、何分、家はかなり建て込んでいるということと、機材を置けそうな施設、小学校とかその辺のところを当たった結果、南浦小学校のこのところが一番適しているというか、ある意味ここしかなかったというようなところでございます。

ただ、写真は壁際を写しているんで非常に狭いところでやっているような印象がありますけれども、もうちょっと開けております。あと、ダイオ

キシンの測定とかで上に木とかそういうものが覆いかぶさるといけないということがあるのですが、一応そこのところは大丈夫なだけの上空は開けているというところでございます。

あと、空気がよどんで動かないのではないかなというようなこともご心配される方がいるかと思うのですが、基本的には空気は風の流れに従って流れておりますので、そういう意味での滞留とかそういうことは心配しなくてもいいかなというぐあいに考えております。

D 委員 : 建物は取り入れ口の北側なのですね。

コンサル : 北側です。

(2) 次々回日程

会 長 : それでは、(2)の次々回日程に行かせていただきます。次回は5月28日月曜日を予定しておりますので、次々回日程、事務局、提案ありましたらお願いします。

事務局 : それでは、6月の私どものまとめた総括的な課題の整理をしたものを示すときになると思いますが、案といたしまして、6月20日、水曜日か6月25日、月曜日か、どちらかでお願いをできればと思います。

F 委員 : 意見を挟むようで申しわけないのだけれども、4章までやったわけだから、5月はそちらのほうからまとめた案が出てくるという会合になるのですか。

事務局 : 5月は、このたび行いました課題の整理を同様にさせていただくということが1点ございます。それから、全体の課題等を整理したまとめも行いたいと思っております。ですから、これまで議論した課題の整理をさせていただいて、お約束の6月には、課題を整理したものについて、協定書の中身について案を示させていただきたいと、このような日程で進めていきたいということでございます。

F 委員 : 何か奥歯に物が挟まったような言い回しで、私はよく理解できないのだけれども、つまり、そちらのほうからは、5月は要旨を今までどおりまとめた、4章についてこういう意見が出ました、事務局はこういうふうを考えますと出てくればいいんだけど、なかなか事務局も答えられない大きな課題があると思うのだけれども、そのことをまとめたやつを出すだけで、極端な言い方をするけれども、たたき台を協議するものはないわけで

すね。だから、4章に対してまとまった要旨がそちらから出てくると。今までは章ごとにやったのだけれども、前回の会議のまとまった住民側の意見と事務局側の考え方について前半やって、その後、次の章に移っていったわけですね。今度、5月はどんなふうになるのですか。6月にならないと出てこないわけですね。事務局の考えは何も示されないのかな。

事務局 : 委員がおっしゃっている協定書のたたき台の修正という部分については、6月にお示しをさせていただきたいということで今年度始まるときに整理させていただいて、そのような形で進めていきたいということは変わっておりませんが、今回、いろいろと課題を示させていただくということで、途中から整理をさせていただきながら、課題として前回こういう議論をしましたということを明確にするために課題の整理をさせていただいております。これについて総まとめ的にこれまでのものを1回整理して次に進めさせていただきたいと。もちろん第4章の部分も別で、そのほかに全体的に課題はこうなりましたという部分もお示しさせていただきたいと思っております。

F 委員 : 以前いただいたスケジュール管理表、24年1月にいただいたものでは、4月、5月の会合はないけれども、臨時で開いているわけですね。だから、この表でいけば、5月の分が今できたわけですね。スケジュールからいけば、1カ月前倒しになっている。1月にもらったスケジュール管理案からいけば、1カ月前倒しになっている。要は6月、7月で白熱した議論に多分なるのだろうと私は期待しておるのだけれども、今までの要旨のまとめたやつだと、結局、検討しますという内容になっているから、まだ色合いがよくわからないままでずっと会合を開いているようなものなのですよ。だから、みんなの協力に基づいてせっかく前倒しをできたのだから、今まで毎回毎回もうちょっとはつきり案を出してください、方針を出してくださいと言っているのだから、出せるものについては5月については施行するという意味で出して、それでまた議論していくという時間の余裕はあるはずだと私は思っているのですけれども、検討する章がなくなっているんだから、検討時間は終わっているわけだから、せっかく前倒ししているんだから、最初からスケジュールどおりですと言うのだったら、前倒しした意味が半減しちゃいますよ、そんなことしたら。

事務局 : これまで進め方の中で間に挟ませていただいて、毎月、1カ月あけてい

たという部分があったかと思うのですが、これについては前回の整理をして、前回の議論をして、そして新しい協定書の次の章に進むということでございました。それをやると、基本的にはもうちょっと回数を増やさないとできないという流れの中で回数を重ねさせていただいたものでございまして、この回数を重ねた中で、またさらに今回も前回の部分がかかり出ております。ですから、それも整理させていただきながら、第4章の部分を整理させていただくという流れでございまして、ご意見を十分にいただくという部分で回数を重ねさせていただいたということでございます。

会 長 : 第1章から第4章の中で、F委員、出せるものに関しては次回出させていただくという形でよろしいですかね。

A 委員 : 全部を通してね。

L 委員 : 今、F委員がおっしゃるように、今日の事務局の回答でも6月に、6月にとというのが何項目もありました。そうですね。そのことをおっしゃっているわけでしょう。

F 委員 : そうです。つまり、要旨をまとめたって、答えになっていないのです、私に言わせたら。もっとはっきりとちゃんと考え方を示して、示しても、もうちょっと全体調整したら、前回はこう言ったけれども、そここのところは修正させてもらいます、修正しないと両市との調整がうまくいきませんという変更があっても私はいいと思うのですよ。だから、私はほんとうに間に合うのですかと。私は、このふじみの地元協議会は、みんなが積極的に参加して、いい住民理解を得て運営できることを望んでいますよ。名前を挙げちゃ悪いけれども、こういうふうに雑誌に載るようなことがないようにしたい。これだって、最初はそんなつもりではなかったはずですよ。だれかが無責任な行動をしたから、こじれにこじれ始めたのですよ。そうしたら、お互いに痛い腹をつつくでしょう。そんなことではだめだし、住民側のほうも我慢しなければいけないところは当然あるのだろうと思うのですよ。お互いに重箱の隅をつつき合っても、得るものは少ないのだろうと私は思うのですね。譲り合うものは譲る。

L 委員 : だから、これを見ると、傍聴者はよく見ていらっしゃると思うのです。だから、さっきも言いましたように、6月に、6月にとという返答が随分何項目もあった。だから、今F委員がおっしゃるように、前倒しでせっかくやってきたのだから、もうちょっと積極的に前倒しで答えが出ないのかと

いうことでしょう。

F 委員 : 会長と両副会長にこれはお願いということですから、お願いします。

会 長 : わかりました。前向きに出せるものは次回に出していくという形でお願いをしていきます。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

会 長 : それでは、次々回日程について。

(日程調整)

会 長 : 次々回は6月20日ということでお願ひします。それから、次回、5月28日の会場はここで、6時半から始めるということで、よろしくお願ひします。

最後に、事務局から勉強会について提案がありますので、お願ひいたします。

G 委員 : それでは、勉強会についてご提案をさせていただきます。今もお話ありがとうございましたとおりに、6月からいよいよ内容について徹底的に議論が始まるということで、住民代表の委員の皆さん、それから私どもふじみの職員も一度勉強したらいかがかかなと思っています。具体的に言いますと、今後、別表のお話が出てまいります。いろいろな項目について、どういった場所で何回測定するのかという具体的な話をするわけですね。そのときに、我々は素人ですから、ほんとうに意味のある測定もあるでしょうし、あまりたくさんやっても意味のないような測定もあるかもしれません。そういったことをお互い一緒に勉強してはいかがかということ、今回、勉強会を提案させていただきます。

時期的には、6月20日に議論が始まるわけですから、その前にやらないと意味がないので、できれば5月の定例会と6月の定例会の間ぐらいに勉強会を行っていかがかかなというふうに考えているところでございます。

皆さんのご賛同がいただければ行いたいと思いますし、そこまでやる必要ないということであれば、特に行わなくてもいいのですけれども、もしご賛同いただけるのでしたら、先生もこちらとしては案として持っていますし、逆にその先生の経歴を聞いてから決めるということでも構いませんし、それはお任せしますけれども、勉強会を今回提案させていただきたいということでございます。

B 委員 : 何を勉強するのですか。

- G 委員 : ですから、測定項目等についてですね。
- B 委員 : 測定項目と何をやるのですか。
- G 委員 : 環境全般の話ですよ。排ガスのお話ですとか、騒音・振動のお話ですとか、臭気のお話ですとか、そういったものをわかりやすく、お話いただいたらどうかと。
- B 委員 : 一遍にはできないでしょう。だから、重要なものから並べて、これは何月何日にこれをやります、次は何をやると、一応概要を決めないとだめだよ。そこにコンサルタントがいるのだから相談して、まず項目を決めてからやったらどうですか。
- G 委員 : ですから、項目については当然、今後、別表のお話になりますので、排ガス、騒音・振動、悪臭、排水、それと、別表にはありませんけれども、おそらく将来的に追加になるような放射能の問題、そういったものの勉強会をしたいということでございます。
- F 委員 : やりましょうよ。
- A 委員 : 私は賛成。
- K 委員 : やりましょう。
- A 委員 : 希望者が集まればいい。
- L 委員 : 放射能問題も絡んでくるのでしょうか。
- 会長 : やるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- G 委員 : それでは、一応先生の案がございますので、皆様に経歴書をお配りしたいと思います。
- K 委員 : やるとすると、やはり夜間ですか。
- G 委員 : それも皆さんにこの後、決めていただければと思います。夜間ではなくて土曜日がいいとかいうことであれば、また皆様のご都合で先生のほうにお話はしたいと思います。

今回、私どもで考えましたのは、一般財団法人日本環境衛生センターの藤吉先生を考えております。1の業務歴にもございますとおり、環境分析、環境影響評価調査、廃棄物処理施設機能検査、廃棄物処理基本計画策定、廃棄物処理施設基本設計等ということで、環境にも廃棄物処理、焼却場についても詳しい方です。環境関係でいいますと、先ほどお話がございました東京都の環境影響評価審議会の委員もされております。資格、学会等に

については書いてあるとおりでございます。また、もう一つ、おそらくテーマになろうと思われる放射能の関係でございますけれども、日本環境衛生センターでは、被災者及び被災地における生活と環境の早期の復旧復興に向けまして、組織の総力を挙げまして支援活動を行っております。災害対策支援のために、センター内に東日本大震災対策支援班というものを設置しまして、実際に現地に赴いて災害対策について支援をしているということで、藤吉先生についても災害対策支援班の班員として現地に赴いておりますので、現地の状況も詳しいですし、また、放射能についての知識もお持ちということで、焼却施設についての知識、それから環境影響評価や環境分析についての知識、そして放射能、震災についての知識という3つの知識があるので、今回、推薦させていただくものでございます。

会 長 : ただいまの事務局の講師の提案はよろしいでしょうか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

会 長 : いつやるかなんですけれども、講師の日程等もございますので、それも聞きながら、皆さんの日程等も聞きながら調整をさせていただきますので、また後日連絡をさせていただきます。

長時間にわたりましてありがとうございました。今日はこれにて閉会します。ありがとうございます。

午後8時45分 散会